

安 全 報 告 書

(2010年)

別府ロープウェイ株式会社

※本安全報告書記載の各事項は、平成21年4月から平成22年3月までに実施したものです。

1. 索道輸送の安全を確保するための基本方針等

当社は、索道事業を営む上で「安全の確保」を第一の使命とし、輸送の安全性を確保する為、次の基本方針および安全行動規範を定め、社長以下、索道事業に携わる社員全員に周知徹底しています。

『基本方針』

- (1) お客様の安全確保を第一に考える。
- (2) 安全確保のために目頃から危険要素の排除に努める。
- (3) 常に安全意識を高く持つ。
- (4) 事故・災害等が発生したときは、お客様の救護を最優先に考える。
- (5) 安全に関する教育、訓練、研修等を適時実施する。

『安全行動規範』

- (1) 一致協力して輸送の安全の確保に努める。
- (2) 安全管理規程、索道運転取扱細則および索道整備細則を遵守する。
- (3) 職務は厳正、忠実に遂行する。
- (4) 職務の遂行にあたっては推測に頼らず確認の励行に努める。
- (5) 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動する。
- (6) 相互の連絡を密に行い、情報は迅速かつ正確に伝える。

2. 索道事業安全目標

・当社責任による事故を発生させない。

3. 索道事故等の発生状況とその再発防止措置

①. 索道運転事故

索道事故、インシデントの発生はありません。

②. 災害(地震、暴風雨等)

強風、雷、地震等により運行の安全確保のため索道の運転を一時見合わせることがありました。

4. 索道輸送の安全の確保のための取り組み

①. 朝礼



毎朝、索道の営業を始める前に当日の担当者全員が集まり、気象条件、その他注意すべき事項等を確認周知しています。

②. 検査

(1) 始業前検査

索道営業を開始する前に索道の試運転を行い、運転装置、無線電話装置、支索等の索条、鉄塔、搬器等について支障がないことを確認しています。

(2) 定期検査

- a. 関係法令および「索道整備細則」に基づき、「1月検査」「3月検査」「12月検査」を実施しています。
- b. 電気工作物および無線電話装置の年次点検を実施しています。

③. 緊急時対応訓練

(1) 搬器乗客救助訓練

搬器から乗客を救助する際のマニュアルに基づいて索道業務に携わる社員全員による救助訓練を4回実施しました。
(4月26日、5月17日、11月15日、11月29日)



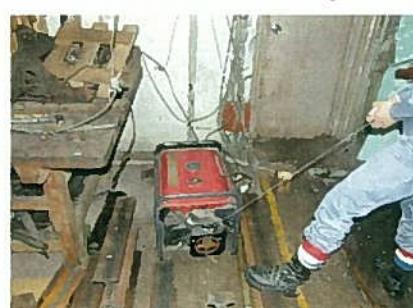
(2) 予備原動機操作訓練

予備原動機操作マニュアルに基づいて予備原動機の始動、動力伝達装置の切替、運転操作等の訓練を2回実施しました。
(7月19日、1月11日)



(3) 予備発電機操作訓練

停電時における予備発電機(照明等確保用)の操作手順の習得訓練を行いました。
(7月19日、1月11日)



(4) 総合防災訓練

総合防災訓練を別府市消防本部等と共同で実施し、地上40mにある搬器からの救助訓練等を実施しました。

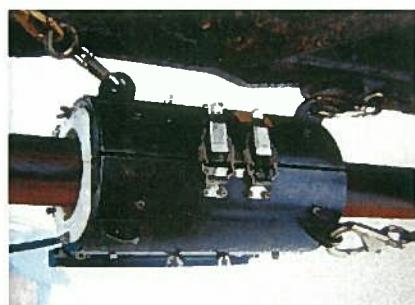
〈12月9日〉



④. 設備投資

安全の維持向上のため、今年度は次の設備更新及び点検等を実施しました。

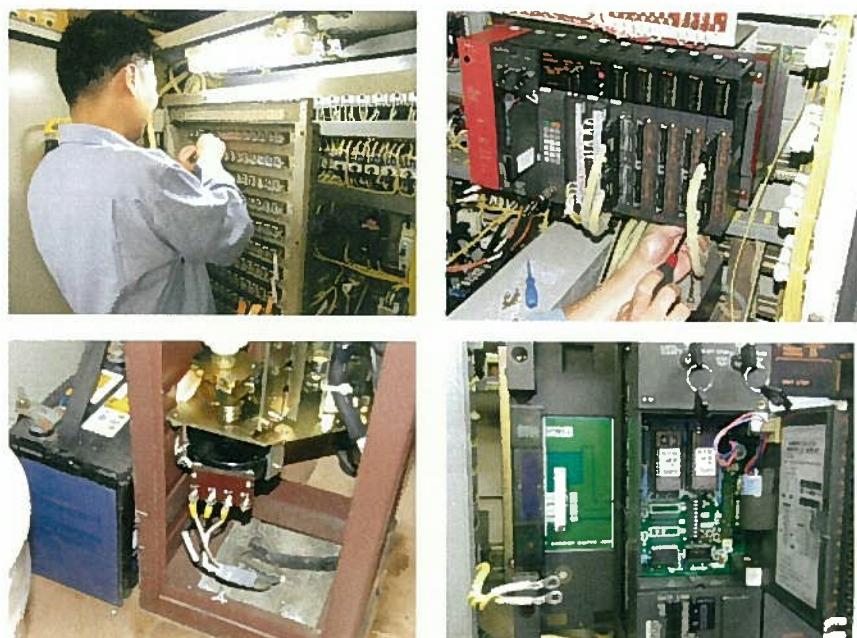
・新支索断線検査（6月29日、7月21日）



・予備原動装置整備工事（6月29日～6月30日）



・制御装置点検（部品交換調整）（7月1日～2日）



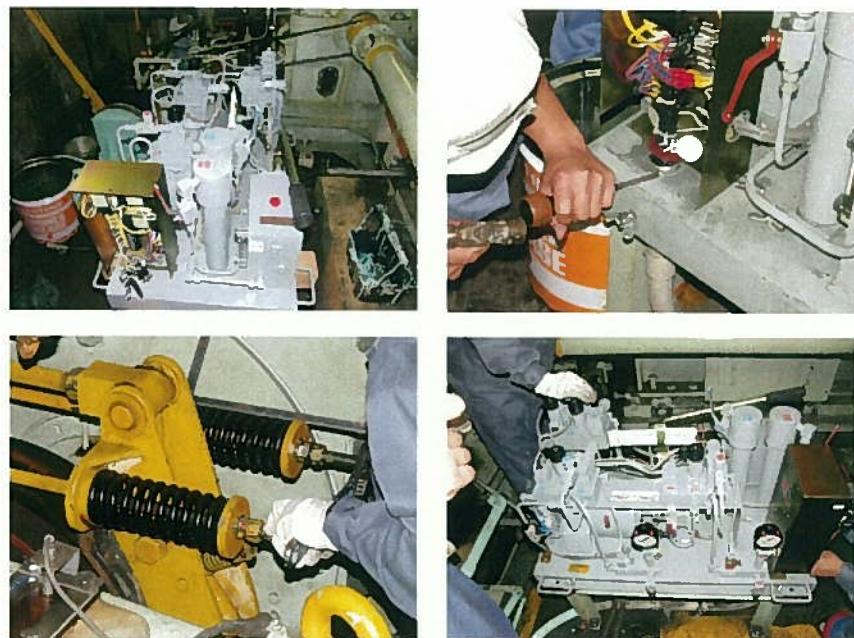
・索道施設非破壊検査（7月3日～4日）



・高圧受電設備更新（気中開閉機及び遮断機等交換 第二期）（7月）

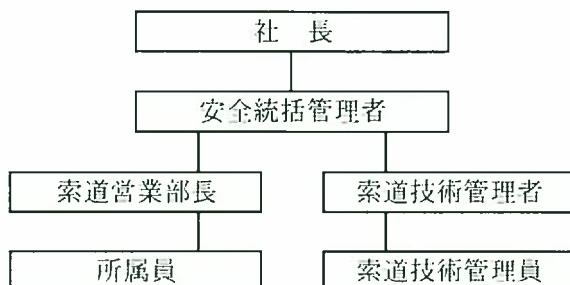


・制動装置点検（制動油圧ユニット交換）（9月）



5. 当社の安全管理体制

当社の安全管理体制と各々の役割および権限は次のとおりです。



社 長 : 輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。

安全統括管理者 : 索道事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する。

索道技術管理者 : 安全統括管理者の指揮の下、索道の運行、施設の保守
その他の技術上の事項に関する業務を管理する。

索道技術管理員 : 索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の業務を
補佐する。

索道営業部長 : 索道事業を担当する部門の長として索道技術管理者と
共に索道の運行、施設の保守その他輸送の安全確保に
必要な事項を管理する。

以上